

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会

第7回農業農村整備部会 議事録

日時：平成18年3月23日（木）15：00～17：00

場所：農林水産省4階 第2特別会議室

○角田 事業計画課長

本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会第7回農業農村整備部会を開催します。開会に当たりまして、山田農村振興局長からご挨拶申し上げます。

○山田 農村振興局長

ただ今ご紹介いただきました農村振興局長の山田でございます。1月に人事異動いたしましたので、農業農村整備部会の委員の皆様にも初めてお会いする方もおられますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、年度末、学校の関係などお忙しい先生方もおられると思いますけれども、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

これも皆様ご案内のことですけれども、昨年農林水産省全体で新たな「食料・農業・農村基本計画」を決めまして、自給率の向上や農村振興局の関係でいいますと、農業生産基盤の整備などについて、今後の方針が明らかになったということでございます。

さらに、昨年10月には「経営所得安定対策等大綱」が決定されまして、農地・水・環境保全向上対策について、平成19年度の本格導入に向けて平成18年度はモデル的な支援をするということで現在検討が進んでおりまして、農村振興局関係のいろいろな施策も今後大きく見直しがなされようとしている時期でございます。

この農業農村整備部会では、農業農村整備事業のさまざまな課題についてご議論いただいているわけですが、本日の議題にありますように1つは、ほ場整備（畑）の事業計画の計画基準の改定につきましては、答申に向けたご議論をお願いしたいということでございます。その他、ここに書いてありますように、企画小委員会、国際小委員会、技術小委員会の3つの小委員会におけます審議状況の報告、あるいは平成18年度の農業農村整備事業の予算の関係などについて説明し、ご議論いただきたいと思います。

最初に申し上げましたけれども、これから政策を見直し新たな展開を図っていこうとしている時期でございますので、是非とも幅広い観点からご意見を頂戴できますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします

○角田 事業計画課長

今日は、田中忠次委員、鷲谷いづみ委員におかれましては、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

議事に先立ちまして、部会の委員に異動がありましたのでご報告します。

お手元の資料に委員名簿がありますので、ご覧ください。

昨年まで本部会の臨時委員を務めていただいた阿部義章先生、高橋彰先生、中西準子先生の3名がご退任されました。

新たに本部会の臨時委員として、法政大学人間環境学部教授の下村恭民先生に入ってくださいたくことになりましたので、よろしく申し上げます。

○下村 臨時委員

下村でございます。よろしく申し上げます。

○角田 事業計画課長

それでは、議事に入りたいと思います。

最初は、「部会長の選任」です。食料・農業・農村政策審議会令の抜粋を資料1としてお配りしております。

昨年、審議会の委員が改選されたことに伴いまして、部会長の選任を行うことが必要になりました。審議会令第7条第3項にあるとおり、「部会長につきましては、当該部会に属する委員の互選により選任する」という規定があります。この規定に基づき、委員の互選で選任することになりますが、本部会の生源寺委員と三野委員の互選により、昨年度に引き続き三野委員が部会長に選任されましたのでご報告します。

それでは、三野部会長から一言ご挨拶をいただき、以降の議事進行については、三野部会長にお願いしたいと思います。

○三野 部会長

昨年度に引き続きまして、農業農村整備部会の部会長に選任されましたので、引き続きご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

(1) 番目の議事は終わりましたので、議事次第(2) 番目の部会長代理についてです

が、同じく審議会令第7条第5項の規定に基づきまして、部会長が指名することとなっております。

つきましては、昨年度に引き続きまして、岩崎委員を指名させていただきたいと思いますが、岩崎委員いかがでしょうか。

○岩崎 臨時委員

了解しました。

○三野 部会長

ありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

続きまして、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定です。

本件につきましては、本日、当部会でご審議いただいた後、農林水産大臣あてに答申する予定となっております。

それでは、事務局よりご説明をお願いします。

○富田 資源課長

それでは、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定についてご説明します。資料2 1は、改定の背景や改定内容について整理したものです。

資料2 2は、基準本文の改定案を記載したもの、資料2 3は、基準本文の新旧対比表です。参考資料1は、基準本文に加えて基準の運用、解説を見開きで表示しております。

以上の4冊が関連資料ですが、説明は主に資料2 1によって進めさせていただきます。

最初に資料2 1のローマ数字 で改定の背景及び必要性について検討経緯も含めて概要をご説明します。 は、主要検討項目についてご説明します。

次に、今回の基準の主要な改定内容について関連諸通知も含めてご説明し、最後に今後の検討スケジュールについてご説明します。

2ページの「背景及び改定の必要性」をお開きください。現行基準については、昭和53年に制定されております。その間に社会経済情勢が大きく変化しており、また、畑におけるほ場整備の政策課題も変化してきております。

特に、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」の第24条で、地域の特性に応じて環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大等の必要な施策を講ずることが明確に位置づけられております。また、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、「面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する」ことがうたわれております。

さらに、平成13年度の土地改良法の改正では、環境との調和への配慮が新たに盛り込まれたところです。

以上が今回のほ場整備（畑）に係る計画基準の改定の背景及び必要性ですが、あわせて関連諸通知を含めた全体構成の見直しも行っております。

3～4ページは、改定に至る検討経緯です。改定に当たっては、佐藤洋平先生を委員長とした学識経験者から成る委員会を設けて検討を進めております。また、行政内部や現場の意見を反映させるということで、農政局、国営事業所、都道府県の関係者等に対して、現在まで3回の全国査読を実施しております。さらに、昨年3月に食料・農業・農村政策審議会に諮問した後、技術小委員会で調査審議を行い、また、パブリックコメントを経て平成18年3月6日に開催された技術小委員会で改定案についてご了承いただいたところで、5ページは、主要検討項目です。1～5までありますが、1番目は、「関連諸通知を含めた全体構成の変更」で、後ほど詳しくご説明します。

2番目は「地域特性に応じたほ場整備計画手法の充実」です。立地条件や土地利用といった地域の特性を踏まえた弾力的な整備を推進する観点から、記述の充実を図っております。具体的には、傾斜区分に応じて考慮すべき事項、あるいは樹園地・施設畑等の調査・計画に当たっての記述を充実させております。

3番目は「環境に配慮した調査・計画に係る記述の充実」です。基準本文に環境との調和に配慮する旨を記述するなど、記載内容を充実させております。

4番目は「担い手の育成を踏まえた調査・計画に係る記述の充実」です。基本計画の趣旨も踏まえつつ、ほ場整備の目的の1つに「担い手の育成に資するための農地の利用集積」を位置づけるなど、調査・計画に係る記述の充実を図っております。

5番目は「その他」で、地区設定の考え方をはじめ再整備の際に留意すべき事項、計画提示の考え方、土づくり、鳥獣被害防止等に関する記述の充実を行っております。

具体的な改定内容について、6ページ以降でご説明します。

6ページは「関連諸通知を含めた全体構成の変更」です。破線の左側が現行基準で事務次官通知と局長通知の2つから構成されており、基本的・規範的事項と一般的な技術解説が混在した状態で、遵守すべき事項と幅広い解釈や弾力的運用が可能な事項とが必ずしも明確になっておりませんでした。また、技術の進歩に応じた一般的な技術解説などを柔軟に追加することが難しい面もありました。

これらを解消するために、平成6年のかんがい排水審議会の技術部会での議論を踏まえ、

図の点線より右側のように構成を変更しました。

まず、基本的・規範的な事項を基準本文、その具体的な規定項目を基準の運用に定めており、これらを全ての計画で遵守すべき事項として位置づけております。それぞれ事務次官通知、農村振興局長通知としております。また、基準本文及び基準の運用で規定した事項を解説した基準及び運用の解説、一般的な技術解説や標準的な計画事例など計画を作成するに当たって参考になる事項を記載した技術書を整備しました。このように構成を4つに再編することで、基本的・規範的な事項と技術に求められる柔軟性、選択性等が両立できるようにしております。

の2は、基準本文に関連した改定事項です。

まず、7ページの(ア)で基準の目的を明確化しました。表の左側が現行基準で、「定義及びこの基準で取扱う範囲」という項立てになっておりますが、改定(案)では「この基準の目的」ということで、基準の目的を明確にしております。

(イ)は、ほ場整備の目的を明確化したということ、現行基準では「基本理念」という項立てをしまして、計画作成時の基本的な考え方について記載しております。今回の改定では「ほ場整備の目的と意義」とし、ほ場整備の目的を明確化しております。また、新しい基本計画の趣旨を踏まえて、「担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化」を新たに位置づけております。

8ページの(ウ)は、担い手の育成に資する事項として、第3章において「農地利用集積計画」を新たに位置づけております。その中で「育成すべき担い手を明確にし、担い手への農地利用集積の目標を定める必要がある」旨を記載しております。

(エ)は、事業における環境との調和への配慮です。改定(案)第1章総論の「事業計画作成の基本」で、事業計画の策定に当たっては、「環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない」旨の記述を行っております。

また、第2章調査の「精査」の中で、「周辺環境に関する詳細な調査を行うこと」、9ページの第3章計画の「基本構想のたて方」で、基本構想の作成に当たっては、「農村環境等の形成に資する総合的な計画となるようにしなければならない」旨の記述を行っております。

10ページをお開きください。(オ)は「その他」で、その他の現行基準から変更した点が幾つかあります。まず、現行基準では記載がなかったものの、今回の改定で新たに「地区の設定」、「再区画整理」、「計画提示方法」を位置づけております。また、「土層改良計

画」に関しては、現行基準でも項立てはしていますが、土地生産力の増進を図る観点から新たに「有効土層の保持」、「透水性」を項立てしております。さらに、現行基準では「気象災害防止計画」として、気象災害の防止に関する記述は行っておりましたが、近年、鳥獣被害が増加していることを踏まえて、鳥獣被害防止計画も加え「農業被害防止計画」に名称を変更した上で記述を行っております。

基準本文における主要な改定内容に関する説明は以上です。

11～14ページは、「基準本文に基づく諸通知の主要改定内容」です。

ここでは、【基準の運用】、【基準及び運用の解説】の中での改定内容を整理しました。

表の右側に参考資料1の該当個所のページが入っております。

11ページの(ア)は、「環境との調和への配慮に関する記載の充実」です。総論の「この基準の目的」では、【基準及び運用の解説】の中で、「基準及び運用で定めていない事項については、関連する技術文献等を参照すること」とした上で、具体的な文献を記載しております。また「事業計画作成の基本」では、【基準の運用】において「事業計画の作成に当たっては、農村環境整備の観点も踏まえる必要がある」旨の記載をしております。

また【基準及び運用の解説】で、「農村環境整備の観点からは、生態系、景観等の環境との調和にも配慮することが必要であること」を記載しております。また、「地域住民等の意見を早い段階から聞くことが望ましい」旨も記載しております。

調査の2.2「概査」では、【基準の運用】の中で「概査で明らかにすべき事項として、生態系、景観等の環境の概要を位置づけ」ております。また、【基準及び運用の解説】の中で、収集すべき資料や農村環境に関する概査を行う際の留意事項等について記載しております。2.3「精査」では、【基準の運用】の中に「環境との調和に配慮した事業計画を作成するため、生態系、景観等の周辺環境の調査を行うことを明記」するとともに、【基準及び運用の解説】の中で周辺環境調査における留意事項等について記載しております。

12ページは計画部分です。計画の「基本構想の作成」で【基準の運用】では、基本構想を立てる際、農村環境の整備に関して留意すべき旨を記載しております。

また、3.3「地区の設定」では【基準及び運用の解説】の中で、「農村環境にも配慮して地区を設定」することや、「環境創造区域等においては事業による影響の回避も含め、ミティゲーション5原則に基づく検討が必要である」旨を記載しております。

(イ)では、立地条件や土地利用といった地域特性の違いにより、ほ場整備の調査・計画において配慮すべき基本的な事項について記述しております。

まず総論ですが、「この基準の目的」の【基準の運用】の中で、「地域の実情や技術の進展等に応じて、創造的に対処することが必要である」旨を記載しております。

また、【基準及び運用の解説】の中に、考慮すべき固有の事項について、「各項で特記している」旨を記載しております。調査の2.3「精査」においては、【基準及び運用の解説】の中に、「工事費の増大や法面崩壊等が懸念される傾斜地での調査には、特に留意すべきである」旨を記載するとともに、「施設畑における末端かんがい方式を考慮しつつ調査する」旨の記載を行っております。

13ページは営農計画です。【基準及び運用の解説】の中で、「樹園地における機械利用の考え方」について記載しております。3.5「区画計画」では、「区画計画の基本」、「ほ区の形状等」、「耕区の形状等」、「農地保全上留意すべき事項」において、地域特性に応じた区画計画の具体的な考え方について記載しております。3.6「農道計画」では、【基準及び運用の解説】の中で、「樹園地における農道の配置の考え方」を記載しております。

3.8「用水計画」では、【基準及び運用の解説】の中で、「地域の特性を踏まえた適切なかんがい方式を選定する必要がある」旨を記載するとともに、「特に多くの利用が見られるかんがい方式」について紹介しております。

なお、普通畑、樹園地及び施設畑の傾斜区分に応じた区画計画の具体的な考え方、地域特性を踏まえた農地保全上留意すべき事項等に関しては、「技術書」で詳しく記述する予定です。(ウ)では、今回担い手の育成に関する事項を基準本文に位置づけており、【基準の運用】、【基準及び運用の解説】において精査段階で把握すべき事項や農地利用集積計画の策定に当たっての留意事項等について詳述しております。

14ページは(エ)「その他」です。地区設定の考え方、再整備の際に留意すべき事項、計画提示の考え方、土づくり、鳥獣被害防止対策の5項目について整理しております。

これらは、いずれも「基準本文における主要改定内容」でご説明しましたが、【基準の運用】、【基準及び運用の解説】の中で具体的な留意事項を詳述しております。なお、土づくりについては、有効土層厚に関するさまざまな指標値、あるいは土層改良を効率的・効果的に行うための新工法、鳥獣被害防止対策については、近年の鳥獣害の発生状況や特に被害の多い鳥獣に対する防除対策例を「技術書」で詳述する予定です。

最後に15ページは今後の検討スケジュールです。答申をいただいた後は、現在、景観への配慮事項に関する検討を別の調査で進めており、その結果も「技術書」を中心に盛り込んだ上で、平成18年度中に文書施行を行いたいと考えております。以上です。

○三野 部会長

ただ今事務局から説明いただいた内容について、ご自由にご意見、ご質問等をお願いします。大変手短にご説明いただいたものですから、ご理解いただくのに時間がかかると思いますが。

○小林 臨時委員

私は、技術小委員会においてもこの議論に参加させていただきまして、環境保全に関する記述について非常に充実させていただいたことに感謝申し上げますとともに、このような設計基準や計画の考え方に関して、土地改良事業について農水省が環境保全の面で非常に大きな取り組みをしていこうとされていることに敬意を表します。

その上で要望といいますか、今後のことをお願いがあるものですから、一つ申し上げたいと思います。土地改良事業は、結局農民の方にも何らかの負担があるわけで、このような立派ないろいろな基準によると、環境配慮についてかなり農民の負担になっていくので、技術小委員会の中での議論でも本当にこれでできるのだろうかということが何回か言われてきたところです。今回作られた立派な基準を現場の設計者、土地改良区の方々、各戸の農家の方々に是非浸透させるような、理解してもらえるような努力を引き続き続けていてもらいたい。せっかく作ったものが絵に描いた餅に終わってしまうのは非常に残念に思いますので、その点を強く要望したいと思います。

といいますのは、先週の土・日に、京都府の亀岡市にある国営のほ場整備事業を見に行ったのです。地元のNPOの方々に案内してもらって見たのですが、そこは二枚貝が非常に豊富で、1平方メートル当たり50個の高密度にある。それも6種類もの二枚貝が生息する。タナゴなどの希少な種類の魚も生息するような環境であって、近くにオオクワガタが発生する樹林があったりする。そういうところで土地改良事業をするわけですがけれども、そのことで地元のNPOの人が非常に心配しております。設計の説明を受けたけれども、水路も樹林も取り払われて、作り直したりするという説明を聞いているとあって、すごく心配しているわけです。ですから、この基準を設計の段階でいかに取り入れるか、また、農家の一軒一軒に理解を求めるかというのは、現場では大変なご苦労をされるのではないかなと思います。理解が進んでいけば、環境配慮、環境保全が実のあるものになっていくのだらうと思いますので、そういう点で普及といいますか、せっかく作った基準ですから、理解を深めるような努力をしていただければと思っております。

○三野 部会長



ただ今小林委員からご意見をいただきました。これは計画設計基準一般にいえることではないかと思いますが、ご要望という形でお伺いしたということにしたいと思います。

その他、何かありますでしょうか。

諮問の段階でも、項目についてはいろいろご説明があったかと思いますが。小林委員からのご意見をお伺いした上で、この基準をお認めいただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、貴重なご意見を賜りましたが、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」の改定案につきましては、特に修正は不要と思いますので、改定案のとおり農林水産大臣に答申する運びとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして、「各小委員会の審議状況」について、事務局より報告願います。

○角田 事業計画課長

最初に企画小委員会での審議状況についてご報告します。

資料3の1ページをお開きください。「企画小委員会での審議状況」ということで、今年度は3回開催しました。

テーマは2つありまして、1つ目は「21世紀の社会構造に対応する農業農村整備の展開方向」です。これは、昨年3月に新しい「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されましたが、その中に位置づけられている農業農村整備の今後の展開方向を具体化していくための議論を行うことと、人口減少社会という社会構造の大きな変革の状況に対応して、今後、農業農村整備をどのように進めていったら良いのかというビジョンを描こうということで、1年かけて議論をお願いしたところです。3回の議論により「中間とりまとめ(案)」ということでとりまとめを行ったところです。

2つ目は「農業農村整備事業の事業評価手法の改善」です。平成16年度に引き続き、2ヵ年かけてご議論いただきました。多岐にわたる評価項目の再検討でしたので、一定の方向性については、第3回の小委員会でとりまとめができましたが、詳細なマニュアルの策定等については、平成18年度も引き続き作業を進めていきたいと思っております。

2ページは、企画小委員会の委員の先生方の名簿を掲載しております。

3ページ以降、最初のテーマである「21世紀の社会構造に対応する農業農村整備の展開方向」についての検討結果をご紹介します。「中間とりまとめ」は文章表現したもので出

そうと思いますが、これは論理展開をまとめたもので、これに従ってご説明します。

5 ページは「課題と施策の展開方向」で、ビジョンの全体像を俯瞰的に示したものです。

まず「人口減少社会の到来」ですが、農業農村にどのような影響が出てくるのかという分析を行っております。

農家人口の減少、中核都市から1時間以上遠いところでの人口減少、農業者の階層分化の状況から、地方圏の人口や農家の人口減少が今後も相当進んでいくというのが1つです。

国民貯蓄率の低下、社会保障ニーズの拡大の状況下で、社会資本整備の投資余力が減少していくというのが2つ目の影響です。

3つ目は農業集落の消滅で、2020年までに2万ぐらいの集落が減少していくのではないかとの見通しもあります。また、市町村合併による影響もあり「集落機能の脆弱化」という課題が出てくるだろうと思われまます。

以上の3点は厳しい状況ですが、もう一つは「国民の農村への期待の高まり」で、これから団塊世代の大量退職という中で、むしろ農村に対する志向が強まることや、国民全体の意識として、農業農村への期待が高まってくるプラスの面もあるのではないかと分析です。このような農業農村への影響を踏まえて今後の課題として整理したものが、農家人口の減少あるいは高齢化が進む中で担い手をどう確保するか、力強い農業経営戦略をどう展開していくかが大きな課題ですので、「攻めの農業への転換」という形で、農業経営のあり方を検討していかなければならない。そのような力強い農業経営を実現するための手法としての農業農村整備として、例えばほ場の大区画化、効率的な整備、多様な農業経営を実現するための畑地かんがいなどの整備を行っていく方向があるというのが1つです。

また、農地・農業用水等のストックが相当形成されてきておりますので、470万ヘクタールに及ぶ農地、25兆円にも達する農業水利ストックを今後どう保全管理していくかが大きな課題です。特に社会資本投資余力が減少する中で、長寿命化に配慮した施設の保全管理が大きな課題になります。さらには、保全管理とあわせて農地・農業用水等の有する多面的機能の発揮をどう図っていくか、自然循環機能の増進、多面的機能を発揮するための配慮も今後の展開方向として挙げられます。

農村地域に着目すると国民の期待の高まりも踏まえた上で、地域振興を図っていくためには、持続的な農業を維持していくことが課題ですので、そのための基盤整備をどうしていくかという視点があるのではないかとことです。集落、市町村間のネットワークの構築、NPO、学校、地域との連携といった視点、地域の自主的な取り組みへの支援とい

った観点から基盤整備を進めていくことが方向としてあるのではないかとということです。

6ページ以降は、それを解説した資料です。6～11ページまでは、「人口減少社会の到来と農村構造の変化」で、いろいろなデータを整理したものです。

8ページは、2020年にかけて農家人口は37%減少、9ページにあるように、農業集落は2万集落が減少するといった見通しがある。他方、社会保障ニーズの拡大に伴い、社会資本整備投資余力の減少が10ページにありますけれども、このような予算の制約もあり、厳しい状況です。11ページは、逆に団塊の世代の定年退職という状況の中で、地方回帰の動向もあるといった分析です。

12ページ以降は、このようなデータ分析に基づいて今後の施策の展開方向ですが、まずは「攻めの農業への転換を支援する基盤整備」で、ほ場整備などを契機に経営規模の拡大や農地の流動化、集落営農などの組織化・法人化といった方向性を志向していくのが1つです。このような基盤整備の推進が14ページにあるとおり、「攻めの農政」の象徴ともいわれる輸出の促進や、15ページにあるようないろいろな企業の農業参入の基盤にもなっています。14ページにあるように、北海道の長芋、青森県のリンゴ、お茶といったものは輸出がかなり伸びてきておりますが、そのベースとして基盤整備がありますし、15ページにあるように、いろいろな食品産業や建設業の参入も最近増えてきておりますが、基盤整備された農地・農業用水があることがベースになっております。

一方で、国民の食の安全・安心への関心の高まりがあります。環境保全型農業への期待も大きくなっておりますが、環境保全型農業は非常に手間がかかる農業ですので、効率的な農業を実施できるところで、はじめてまとまった環境保全型農業ができる。したがって、統計をとってみますと、基盤整備が進んでいるところでは環境保全型農業の定着も進んでいる傾向があり、そういった面でも基盤整備の必要性はあるのではないかとということです。

17ページは「農地・農業用水等のストックの効率的保全」です。今回の基本計画でも食料供給力の確保、つまり農地・農業用水の確保、担い手の確保、技術の確保等が大きな課題です。食料自給率が40%という状況下で、実質的に農地・農業用水を外国に依存している状況です。限られた国内の農地や農業水利ストックを維持していくことは、食料供給力強化の意味で極めて重要です。

18ページは、そのようなストックを維持するためには、社会資本投資が今後とも必要ですが、予算の制約の中で非常に厳しくなっている。このままの状況、つまり毎年予算が減っていく、公共投資が減っていく状況の中ではストックの保全管理も十分できなくな

る恐れがあるという状況を示しております。

19ページは、農業水利ストックの特徴として、ダムや頭首工などの基幹的な施設から末端の農地まで水が円滑に行き渡るシステムが形成されており、どこかに穴があいても水が上手く流れていかない、システム全体を守っていかなければならない。このような特徴があります。基幹的な部分については、これまでも土地改良区が管理しておりますし、また、一定の公的支援もありますが、特にこの部分については予防保全対策、きめの細かな保全管理によって長寿命化を図っていくことが課題です。

他方、末端部分、農地や農地周りの小さな水路、ため池、農道などについては、これまで地域の自主的な管理に委ねられてきた部分です。しかし、過疎化・高齢化等が進行する中で、地域の取り組みによる保全管理が将来的には非常に不安な状況になってきており、今後はこのような末端部分についても新たな保全管理の体制の構築を図っていく必要がありますので、平成19年度から新たな施策として、農地・水・環境保全向上対策の導入を打ち出したところです。

23ページは、農地・農業用水等のストックの保全管理と並んで、多面的機能の確保と増進も大きな課題です。平成13年の土地改良法の改正以降、事業の実施に際して環境との調和への配慮が義務づけられるようになってきております。この間の経験や蓄積を踏まえて、環境との調和への配慮をより徹底していく必要があり、効率的な農業の実現と環境保全の両立を図っていくことをスローガンに進めていきたいと思っております。

ここに示しているとおり、パイプライン化による効率的な農業と、排水路という水面のあるところでの環境配慮を両立していく取り組みを行っていきたいと思っております。

24ページは、景観への配慮で、これも新たに進めていきたいと思っております。

25～26ページは、農地の有する多面的な機能としての洪水防止機能、防災機能の増進、また、水という視点では、小水力発電といったローカルエネルギーとしての活用、あるいはバイオマスの利活用についても進めていきたいと考えております。

27ページは、農地・水・環境保全向上施策で、先ほどご説明した末端部分の農地・農業用水に対する施策ですが、このような仕組みで導入していくというご紹介です。

30ページは、農村の地域振興に資する基盤整備の視点で進めていく方向性です。

4点ありまして、1つは集落の減少や災害による孤立化に対応する手法として、集落を越えたネットワークの構築や連携を図るための基盤整備の視点で整備を進めていくということです。31ページは、都市部の人たちを農村に受け入れるための整備で、例えば情報発

信の情報基盤の問題、二地域居住といったニーズに応えていくための体制整備の問題に対応するという事です。3点目は32ページにあるとおり、農業の振興と同時に食料関連産業などと連携して地域振興を図っていこうという視点が重要であると思っております。

最後33ページは、このような施策を全体的に推進していくためには、政策手法も多様化させていかなければならないということです。人材育成、国民全体に対する啓発普及ということでご理解いただく。NPOとの連携、学校教育との連携といった手法を多様化させて、全体的な施策を進めていきたいと考えております。

このような考え方で「中間とりまとめ」を検討の成果として、出していきたいと思っております。

35ページは、「費用対効果分析手法の改善について」です。土地改良事業の費用対効果分析は、昭和24年の土地改良法の制定当時から一貫して行われておりますが、基本的には費用と効果の比は1.0以上であって、それを確認するといった観点でこれまで行われてきております。しかし、政策評価法の導入以降、土地改良事業の有する幅広い効果をより適切に評価していくべきであるという要請への対応、また、新規整備から更新整備へ大きくシフトしてきているという事業内容の変化に伴う対応の2点から、費用対効果分析の見直しを図ってきたところです。平成16年度は、36ページにあるような「効果体系の見直し」を行おうということで、食料・農業・農村基本法の4つの基本理念に即して、効果項目を再整理しました。これまでも効果項目として算定されている中で、この体系の中の青色の部分ですけれども、特に農業外効果について効果手法の改善を図れないかという視点、また、黄色の部分ですが、これまでは効果としてみていなかった項目についても新たにみていかないかという視点を追加して検討しようということです。

平成17年度は、37ページにあるとおり「効果項目の見直し」を行いました。

4つの視点がありまして、1つは、更新事業が主体となっていることに対応した費用対効果分析方式の見直しです。

最後の39ページにあるとおり、これまでの土地改良事業は新規の事業が多かったので、投資効率方式で算定しておりましたが、更新事業は、事業実施中も効果が発現されるとともに事業完了後においても施設を維持保全するための投資について、一定の評価期間の中で費用と効果を全て現在価値化して算定するという総費用総便益比方式に見直していこうというものです。また、更新効果についても、もし更新事業がなかったらどのような影響が出てくるのかを想定して、事業があった場合とない場合で効果も積み上げて算定する手

法に改善していこうというものです。

2つ目は、農村環境や農村定住条件などの農業外の効果について、定量化を図っていこうということで、CVM（仮想市場法）、トラベルコスト法といった手法も活用しながら効果の把握に努めていこうというものです。

3点目は、これまでみていなかった耕作放棄防止効果、農業労働環境改善効果といった効果についても定量化を試みようとしているところです。

最後に、費用対効果分析には直接入りませんが、事業の幅広い効果を説明するために食料の安定供給に関する効果、地域経済への波及効果についても側面的に算定して、国民全体に対して説明しようという試みを行おうとしております。

3回の議論において、こういった方向についてはおおむねご理解いただいたところであり、平成18年度は算定方式についてのマニュアル化を進めて、都道府県等への普及啓発も含めて、平成19年度の事業評価対象地区から適用を図っていきたいと考えております。

まだ十分定量化できていない部分もありますので、引き続き検討を行っていきたいと考えております。

以上が企画小委員会における検討の状況です。

続きまして資料4に基づき、「国際小委員会での審議状況について」ご説明します。

1ページをお開きいただくと、テーマとして3つあります。1つは、農業農村開発協力、農地・水の関係の国際協力に関する展開方向について、2回にわたりご議論いただきました。また、国際かんがい排水委員会、国際水田・水環境ネットワークの取り組みについてのご報告を国際小委員会で行いましたので、その状況についてご報告します。

「農業農村開発協力の展開方向」については、設計課長からご報告します。

○齊藤 設計課長

設計課長の齊藤でございます。

私から、3～4ページにあります「農業農村開発協力の展開方向」についてご報告します。まず「検討の背景」ですが、平成10年10月に当時のかんがい排水審議会国際部会において、「21世紀における農業農村開発協力の展開方向」がとりまとめられております。

平成13年度からは、アジア、アフリカ等の地域別に具体的な協力方向の検討を開始しております。その間、平成15年8月にODA大綱が改定されまして、平成17年2月には新たなODA中期政策が策定されております。こういった状況の変化の中で、平成13、14年度の東南アジア地域、平成15年度のサブ・サハラアフリカ地域、平成16年度の南西アジア、

中東、中国、中央アジア地域の検討も踏まえて、先ほどの「21世紀における農業農村開発協力の展開方向」の見直しを行うということで、平成16年度から審議を継続しております。

次の「平成17年度の検討状況」ですけれども、まず、「農業農村開発協力の展開方向」です。第1回国際小委員会においては、平成16年度第2回国際小委員会で検討された現状分析、協力実施の整理に引き続き、協力実績の評価、協力の意義・目的、具体的な施策の方向について検討しております。第2回国際小委員会においては、平成16年度第2回国際小委員会及び今年度第1回国際小委員会で検討された結果を一つにとりまとめまして、積極的に情報発信することを前提に参考資料2にありますけれども、冊子形式で「農業農村開発協力の展開方向」をとりまとめております。

「地域別協力方向の検討」については、今年度第1回国際小委員会で地域別協力方向の検討の総仕上げとして、中南米地域を対象とした農業農村開発分野の協力を検討しております。

第2回国際小委員会で、今後の展開方向についてさらにご議論いただき、「具体的な施策」を実現するため、効果的・効率的な施策を進めていく必要があることを確認して審議を終えております。

○角田 事業計画課長

私から国際かんがい排水委員会の今年度の状況についてご報告します。

資料の5ページをお開きください。今年度の国際かんがい排水委員会は、中国の北京で9月10日～18日にかけて第19回総会と第56回国際執行理事会が同時に行われました。

ICIDの国内委員会委員長の中村良太先生、中條次長、事務局長の私など日本全体では43名が参加しました。総会では、「食料および環境持続性のための水および土地利用」のテーマで、さまざまなシンポジウム、ワークショップ等々が行われまして、日本からも論文が何本か発表されました。

6ページは「執行理事会報告」です。ICIDの活動自体は、アジア、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカの4つの地域作業部会と、23の作業部会やタスクフォースという分科会での議論が理事会において総括報告される仕組みになっております。

非常に多岐にわたる議論がなされましたが、特に日本に関する報告事項として、1つは世界水フォーラムに向けた取り組みがありました。これは、アジア地域作業部会がリードして世界の多様なかんがいの多面的な機能に関するワークショップをやっていこうということで、今回北京でワークショップを行いました。その成果を出版物にまとめてメキシ

コで行われる世界水フォーラムで配布しようという試みを行いました。それに関連して、8,000ドルを日本国内委員会から拠出しましたが、これはICIDにおいて非常に高く評価されました。

ICIDの名称について、国際かんがい排水委員会に「環境」を入れて、国際かんがい排水環境委員会にしようという提案がありましたが、結果的にはICIDの名称で引き続き継続することになりました。

7ページは、今回、会長・副会長の選挙が行われました。3年置きに改選ということですが、新しい会長には、イギリスのピーター・リー氏が選出されまして、副会長には、アメリカ、南アフリカ、中国が選出されました。23の部会のうち特に活動が優秀な部会として、近畿大学の八丁教授がチェアマンをつとめる歴史部会が表彰を受けました。

「今後の国際会議スケジュール」ですが、来年はマレーシアのクアラルンプールで執行理事会が開かれるということと、その後の日程もこのように決まっているということです。

今回ご報告しておきたい点として、ICIDの国内委員会の規約について、先般、国際小委員会に諮りまして、ご了承いただいたところです。

8ページは、昭和26年に日本がICIDに加盟する際、閣議了解を経て参画しているわけですが、その根拠としましては、農林水産省組織令の中の事業計画課の所掌事務の中に、「国際かんがい排水委員会に関すること」が位置づけられ、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会決定の中に、農業農村整備部会として、「国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議する」という規定があります。ICID本部から各国に対して国内委員会の規約を作っていただきたいとの要請があり、これまでの活動推進委員会を国内委員会と位置づける形で規約を整備していきたいというのが今回の提案です。

9～10ページに、委員会の規約を示しております。第2条(目的)のところで、ICIDの諸活動への参画、加盟国や関係機関との連携・交流、情報発進を通じて世界のかんがい排水等の技術の向上と食料供給の強化を図る目的を定義しました。

委員と事務局から構成されますが、委員については事務局で推薦し、委員長が任命する形をとりたいと思っております。

委員はICIDの役員、国際執行理事会の委員会、作業部会といった活動に参画していただくことと、第5条に委員の任期を今回新たに設けて再任は妨げないということですが、一応3年の規定を置きました。委員長は、委員による互選となります。

このような趣旨の規約を定めていきたいと思っておりますので、ご了承いただければと



考えております。11ページは、もう一つの国際活動として、国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）です。

現在、国際的なさまざまな水議論がありますが、農業用水に関する議論としては、欧米の乾燥地農業を中心に議論されている嫌いがあり、アジアモンスーン地域の水田農業について、国際的な場面でも強くアピールしていく必要があるという問題意識が基本にあります。きっかけとしては、2003年3月に前回の世界水フォーラムが天津で開催されましたが、そのときに農業大臣会合（「水と食と農」大臣会合）を日本が主催しまして、その中で水田かんがいの重要性をアピールした経緯があります。それを具体化していく手段として、INWEPFを創設していこうということで、日本のイニシアチブで、アジアの水田と水利用に関する情報交換の場として創設しました。現在、15カ国、10国際機関が参加しております。事務局は各国の持ち回りで行うことになっており、2004年11月に第1回会合を東京で開催しました。

平成17年度は、INWEPFの活動として国際会議への情報発信、ヴァーチャルミーティング等々行っておりますが、昨年11月に第2回のINWEPFの会合を韓国のソウルで行いました。これは韓国の主催で行っており、持ち回りでこの運営会議を開いていく流れが具体化してきました。昨日までメキシコで第4回の世界水フォーラムが行われておりましたが、ソウルの会合で第4回の世界水フォーラムで、水田農業について打ち出すメッセージを議論した経緯があります。なお、次回のINWEPF第3回運営会議については、今年の9月にマレーシアで開かれることが決まっております。

13ページは、第4回世界水フォーラムに向けた取り組み状況です。INWEPFとICIDのアジア地域部会が連携する形でセッションを開催しました。水フォーラム自体は、3月16日～22日にかけてメキシコで開催されており、日本からもICIDやINWEPFのメンバーが参加しておりますけれども、中條次長が政府を代表して出席しております。

水田農業に関しては3月20日にセッションを開始しており、「水田における持続的な水利用と多面的機能、より良いガバナンス」のテーマで、ローカルアクション（地域の取り組み）の発表、パネルディスカッションの実施の取り組みを進めたところです。また、WEXPOにおける展示といった取り組みも行ったところです。

以上が「国際小委員会での審議状況について」のご報告です。

次に、資料5「技術小委員会での審議状況について」ご報告します。1ページは、今年度の「技術小委員会での審議状況」です。

テーマは3つありまして、最初のテーマは本日のメインの課題である「土地改良事業計画設計基準・計画『ほ場整備(畑)』」の改定であり、本日、答申の運びとなったわけですが、技術小委員会で2回にわたりご議論いただき、また、パブリックコメントも行ってきたところです。それ以外のテーマとして、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」ですけれども、これは特に生態系への配慮をメインテーマにしまして、技術指針としてとりまとめたものです。もう一つは、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」で、新たなテーマとして取り組んできました。

3ページは、「環境との調和への配慮についての技術指針」です。これは主に生態系への配慮とお考えください。背景としては、土地改良法の改正以降、平成13年度から生態系への配慮を行っていくための考え方や手順を示した手引きを過去3年にわたって作成してきました。工種別に作成してきましたけれども、今回は、工種横断的に生物の生息・生育環境及び移動経路ネットワークとっておりますが、生物が生まれて大きくなっていく過程において、水田や水路、河川などを移動しますが、そのような移動経路を含めて配慮を行っていかねばならないという思想のもとに、今回、その手法の具体化を図ってきたところです。

また、この3年間に生態系への配慮の具体的な手法などが各地でも蓄積されてきたことから、そういったものを体系化していく試みもあわせて行ったところです。

そのような視点で、3にあるような技術指針の目的・内容を整理しております。「技術指針の活用方法」としては、先ほど小林委員からもお話がありましたが、現場でいかに適用していくかが重要な課題ですので、指針がまとまれば来年度から全国で使っていただけるように、普及活動に力を入れてやっていきたいと思っております。指針はかなり大部ですので、本日は、そのポイントについて簡単にご紹介します。

5ページは、「生物の生活史とネットワーク」です。

先ほど「ネットワークに着目して」と申しましたけれども、農村地域の生物は繁殖、成長といった過程を通じてさまざまに移動していく状況があり、例えばフナ類では、水田と河川の間、水田と水路、河川の間を行き来する、ゲンゴロウでは、ため池と水田の間を移動する、両生類のカエルなどは、水田と水路の近くの林・山林などを行き来する。

そのように移動経路が決まっておりますので、生息・生育する場所と移動する道、コリドーを確保していこうというのがネットワーク確保の視点です。そのような思想のもとに調査、計画、設計のポイントをまとめております。

まず調査は、事業を実施する地域あるいはもう少し幅広い対象地域における生態系への影響を予測する必要があり、また、どのような種がいるのかを網羅的に調査する必要がありますが、それを全て保全するのは大変ですので、その中で地域を代表する「注目すべき生物」をまず明確化していこうということです。生態系ピラミッドの中で、どの種を「注目すべき生物」として選んでいくのかといった視点を整理しております。この事例では、地域の「注目すべき生物」としてフナ類を選び、それによって、生態系全体が保全されるといった発想です。

7ページは「計画のポイント」を示しております。農業農村整備事業、土地改良事業を実施する際に、生産性の向上と生態系などの保全の両立を図っていくことが基本になります。そのような意味で、先ほどの調査段階で選んだ「注目すべき生物」の中から保全対象生物をさらに絞り込んでいく、絞り込んだ保全対象生物のネットワークが確保されるような対策を講じていくというのが基本的な考え方です。地区事例を示しておりますが、これは効率的な農業を行う観点から区画整理を行い、用水の供給については、パイプライン化する整備を行いました。他方、生態系への配慮の観点からは、保全すべき生物としてメダカを選定し、メダカが生息できる環境を排水路において整備する取り組みを行った事例です。特に排水路の場合は、年間を通じて水があることと、水の流れが緩やかであることから、生息環境の配慮という意味では非常に適している傾向があります。

8ページは「設計のポイント」です。これまでは工種別に対策工法を幾つか示してきましたが、今回は工種横断的に環境配慮工法を体系化して、考え方を具体化していこうということです。ネットワークの種類を選定しますが、ネットワークの種類は、水路の上下流の移動が1つ目、水路と水田の間の移動が2つ目、水田や水路と樹林地の間の移動が3つ目で、特に両生類です。4つ目がため池周辺での移動、5つ目が農道・緑地などにおける移動で、5つのタイプにネットワークの種類を分け、種類ごとに移動経路の確保と生息・生育環境の確保という役割を整理し、そのために必要な工法を体系的に整理したのがこの表です。水路の中に瀬や淵を設けて、生息環境を確保する取り組みをしようとしたのが、次のページにある事例です。これは国営事業で長野の安曇野地区で行った事例で、大きな排水路工事を行っておりますが、これまでは大きな排水路を作って水が一気に流れるコンクリート三面張りといった形でしたが、ここは排水路の中に瀬や淵を設けて、魚類などが生息できるような環境を創っていこうという設計を行っております。その際、瀬や淵をどのような間隔でつくったら良いのか、蛇行する水の流れの角度をどうしたら良いのかとい

った基本的な設計事項について、これまでの取り組みの中から考え方をお示しするような指針をまとめたものです。

以上が技術指針の考え方で、これについてパブリックコメントを行い、ご意見も踏まえて技術指針としてまとめました。これを冊子として印刷し、平成18年度以降、普及啓発に努めていきたいと思っております。

10ページは、「景観配慮の手引き」です。

景観も環境の1つですが、今回、特に「景観」と銘打って手引きをまとめた背景には、平成17年6月から景観法が完全実施されたということと、都市、農村双方において、景観への取り組みが非常に本格化してきたことがあります。もう一つは、特に農業農村整備の分野では、景観配慮に関するまとまった書物もない、資料もないという状況ですので、今後、そのような取り組みを進めていくためには、景観配慮の考え方や手法の基本的なところを示していく必要がある。それをもって現場で配慮を行っていく必要があるというのが今回の手引き作成の原点です。

「『手引き』の要点」にある「目的」は、まず、景観配慮の基本的な思想を明らかにしようということであり、まず、人間の生存に必要な機能や快適に生きるための機能という「農村に必要な機能」が充足されるというのが必須条件であると考えております。その上で、農村景観を構成する要素が「造形的に調和」といった観点から景観配慮していこうということを基本的な思想とし、造形的な調和を図っていくための基本原則を整理して、その考え方を記述するという構成になっております。ポイントをご紹介しますと、12ページは「農村景観の特徴と配慮の展開方向」です。何故そのようなことが必要なのかという理念ですけれども、日本の農村は2000年に及ぶ水田農業をベースに発展してきておりますので、水田を基調とする農村景観は、まさに日本人の原風景だと位置づけております。

そして、持続的な農業が営まれることによって、その景観も保全・形成されていくという認識です。しかし、最近そういった景観が荒れてきている状況がある中で、これを守っていくという要請もあり、景観をとらえる視点として、「農村に必要な機能」と「造形的な調和」を図って進めていく必要があるという流れを12ページで整理しております。

13ページは、「農村景観への配慮の取り組み姿勢」です。この手引きは、地域において現場の技術者に使ってもらうことが基本ですので、まず、技術者としての基本的な理念をまとめていこうというのが13ページに書いてあります。

すぐれた土木構造物は、「用」、「強」、「美」の3つの要素を兼ね備えているといわれて

おり、特に戦前の構造物には、そのような三拍子揃った風格ある構造物が多々あるわけですが、最近の構造物は、どちらかというところ「用」と「強」、機能だけに特化して、「美」の点がおろそかになっているのではないかという反省がありまして、そのようなところを十分認識して景観配慮を行っていく、すなわち施設の設計に当たっても、そのような視点で行っていく必要があるのだということをまとめております。技術者の取り組む姿勢について、有識者の篠原先生などの本から抜粋したものを掲載するといったこともしております。

14ページは、「景観配慮対策の手順」です。調査、計画、設計の各段階における基本的な考え方を示しており、調査段階で地域の景観要素の把握、景観秩序の把握、「デザインコード」といっておりますが、地域の景観に共通するパターンを把握する調査を行った上で、基本構想を策定し、具体的な配慮計画を作り、設計を進めていくという一連の流れについてとりまとめを行いました。

15ページは具体的な対策のイメージで、広い農村地域の中で例えばファームポンドというコンクリートのタンクをつくる必要が生じた場合、どのような配慮をしていくのかというのを一つの事例で示しております。散居の景観に適合するように高さを抑える、色を合わせる、目立たないように屋敷林で囲っていくといった計画や設計の考え方を例として示しております。ただ、景観配慮は地域で創意工夫して行っていくべきものですし、現段階では技術的な蓄積がそれほどありませんので、今回基本的な考え方を示してそれをベースに地域で活用し、実績を積み上げていっていただきたいという趣旨でまとめたものです。

景観手引きについても来年度以降、現地で説明会を行いながら普及啓発を図っていききたいと思っております。

以上で小委員会関係のご報告を終わります。

○三野 部会長

ただ今本部会の下にある3つの小委員会の審議状況について、事務局からご報告いただきました。これについて、何かご意見、ご質問がありましたらご自由にお願ひします。

○藤巻 臨時委員

企画小委員会の農業農村整備の展開方向、技術小委員会の審議状況を伺ったのですけれども、前にちょっと申し上げたのですが、最近、環境や生態系への配慮ということを非常に意識しているいろいろな工事をやる。大変結構なことだと思うのですが、環境や生態系といったときに、原自然というか全く放っておいたときに日本で成り立つ自然、生態系や自然環境という状況で農業はできないわけで、一部自然環境なり生態系を改変してつくった二

次的なあるいは耕地の生態系というか、我々「耕地生態系」という言葉を使うのですが、そういう生態系があるわけで、環境や生態系といったときにどっちなのかということをはっきりと意識してやらないと妙なことになるのではないかという気がしているのですね。

日本の水田農業は、OECDなどの論議にあるように、非常に持続性の高い耕地生態系、水田生態系が成り立っていると思うのですね。それはどうしてかということ、2000年来連作しても耕土の流亡はないし、生産が停滞しないで伸びてきているわけですね。

水田の生態系は、自然の生態系ではないけれども、かなり安定した持続性の高い生態系が成り立っていることは誰もが知っているわけですが、原自然の生態系と農業をやる上でやむなく一部自然の生態系を破壊してつくった二次的な耕地生態系のどっちをどういうウエートを置いてやるのか。耕地の作業などの場合には、後者の二次的に作り上げられた生態系や環境の方を当然重視すべきだと思うのですが、そういう考えをきちっとしておかないといけないと思うのですね。

お話を聞いていますと生物一つ一つを取り上げて、例えばタナゴがどうのこうの、メダカがどうのこうのということにいつまでもついていて、基本的な理念が確立されていないのではないかと、立場が一致していないのではないかとこの感じをいつも受けるのです。

私はそう考えるのですけれども、今日は(財)自然環境研究センターの小林さんもお見えになっているので、ご意見を伺いたいのですが、いかがなものでしょうか。

○小林 臨時委員

おっしゃるとおりだと思うのですね。技術小委員会の議論でも農村というか耕地生態系で維持されている中での生態系について、どのように配慮していくかということが議論の中心になっていると理解しています。水田を例にとると、河川の氾濫原としての性格があったところを水田に変えてきたわけですね。だから、原自然の状態を水田という形で人間が利用してきた。そういう中に適応して生存している生物としてよく例に出てくるのはナマズやタナゴなどで、そういう生物が現在、耕地生態系の中で命脈を保っている。こういう事態だと思うのです。農業がさらに近代化していく中で、そういうものも追いやってしまうような、はっきりいうと工場のようなものを農業の中でやっていくのかどうかという選択の問題に今なっていて、それは違うのではないかとこのところで今現在、環境保全ということが意識されている。要するに、農業がものすごく近代化して機械化してやる工場団地という形で農業を維持していくならそれはまた別の議論になるけれども、農業がもつ多面的な機能を維持していく中で農業生産を続けていくとすれば、そこに生息している動

物や植物を保全することが一つの課題として残っている。そういう理解のもとで環境配慮が行われている。私はそのように理解しております。

○三野 部会長

その他、何かございますでしょうか。

○松田 臨時委員

2つあります。一つは費用対効果分析手法ということで、いろいろお話を聞いていると、私は農業の問題は難しいと思うのです。高速道路をつくるみたいに、何万台通って費用が幾らだから30年で元がとれて利息がどうのこうのというシンプルな話と違って、ベネフィットを評価するにしても「政策評価の観点から、B / Cには入れないものの事業の幅広い効果を説明する」というので、「食料の安定供給に関する効果」があるのですけれども、例えばお米の価値がいくらいくらといったときに、安定的に10年でも20年でも食べられるときの価値は1年限りの値段よりはもっと大きいのではないかとか、価値が同じなら外国の農産物も国産も同じ価格で評価しろというのは、本当にそれで良いのかしらという感じ。

経済学者だといろいろなご議論があるのだらうと思うのですけれども、食料の自給率のことや安定供給の問題をもっとストレートにお金で評価して、ベネフィットの方に入れるべきである。これは意見です。事務局では、そういうご議論は十分されているのだらうと思うのですが。

2つ目は景観の問題で、農業農村整備事業をやっていくときの配慮事項みたいな言い方になっているのですが、私が最近特に気になっているのは農地における看板の問題なのです。新幹線に乗って外を見ていて山野を見渡したときに、田んぼの中の看板はちょっとどうかなということで、個人的な小さい田んぼなら仕方がないのかもしれませんが、少なくとも事業を入れた農地については立てさせないぐらいの強目のご指導をお願いできないか。配慮というのではなくて、もうちょっと強目の施策をお願いしたいと思います。

○三野 部会長

何かの検討の中で反映いただきたいと思います。

その他、何かありますでしょうか。

○小澤 臨時委員

まず質問なのですが、企画小委員会の資料の31ページに「ボラバイト」と書いてある。

これはボランティアプラスバイト代がもらえるということでしょうか。

まず、そこを伺いたいと思います。

○角田 事業計画課長

はい。ボランティアとアルバイトの造語です。

○小澤 臨時委員

団塊の世代が大量に離職することは、マスコミを賑わせていますからよくわかるのですが、せっかく「田んぼの学校」等々やっているけれども、農業高校を卒業した人あるいは環境関係を取り入れた総合高校があって、そういうお子さんたちがどれだけ農業に従事していくのかよくみえてこないのですね。

一方、あまりにも拝金主義的な価値観が世の中に蔓延していて、本当にこれで良いのかという疑問があるのですね。もう一つ、マスコミは取り上げないのですが、OECDのデータではレベル1未満の子供、あるいはレベル1の子供が日本では19%いるのですね。

それは10人に2人ぐらいいるということなのですね。今の情報化社会の中でそういう人たちが職業を身につけないで世に放たれたときに、どういうところに就職するのだろうかという、浮遊せざるを得ないとか詐欺まがいの職業に就くとかということで、本当にそれで良いのか。私は、人間が生きていく上で食べるのが原点だと思うのですね。

自分たちが生きている場で命を育むという生きることと働くことの意義を統合させてあげるつなぎ役の組織が日本にあるかという、NPOではあまり見えてこないのですね。

今回の企画小委員会資料でも、どこかの組織に入っていれば救われたり農業従事者になっていくという文脈はみえると思うのですね。しかし、そこから外れている人をどうやって救っていくのか。マスコミは状況を説明しているだけですから、それはほとんど言わないですね、アメリカの農業州やヨーロッパに行きますと、そういった価値観がしっかりと根づいているわけですね。ところが、日本は労せずして金儲けをする方ばかりにいくようなところが多く、マスコミもそれを煽るような報道の仕方をしていますから、農業地域を基盤整備して地域の活性化といったときに、その道筋がみえるようなものも企画小委員会で議論していただければありがたいかなと。

私、バーモントに行きましたときに不登校のお子さんたちを預かっているNPOの活動を見てきたのですね。今、物作りばかりが強調されますが、ものを育てていく、育てていくことは自分自身を育めるようになるし、そういった場がもう少しあっても良いと思うのですね。企画小委員会から出てきたものに反対するわけではなくて、これに是非プラスしていただければありがたいなと思って、少し意見を申し上げさせていただきました。

○三野 部会長



ただ今ご意見をいただきました。事務局の方で整理いただいて、いろいろご配慮いただければと思います。

○岩崎 臨時委員

企画小委員会資料36ページの2で「検討結果」ということで、「効果体系の見直し」という一覧表がございます。そこでブルーの色がついているところと黄色で塗ってあるところは、今後検討していこうということだと思いますが、白で何も塗られていないところは、どういうことなのかという質問でございます。白いところは、こういう効果の検討手法は既に確立しているという分類だとしたら、「多面的機能の発揮」の「国土の保全」のところに入っております「地域洪水被害軽減効果」は、集落のことも入っていると思いますが、その下の「地盤沈下の軽減」も集落での今までのこういう効果は、農地だけの効果しかやっていないのではないかと思います。その辺がもしあれだったら、中にある低平地の集落などの効果も入れていただけたらいいかということで、意見を申し上げたいと思います。

○三野 部会長

簡単にお答えいただけますか。

○角田 事業計画課長

効果体系表の色塗りの整理としては、今回、白の部分は特段見直しの対象にはしていないという意味で、岩崎委員がおっしゃったとおりです。

それぞれの項目にまだ改善の余地があるのではないかとのご指摘ですけれども、確かにその手法というよりは、運用において工夫すべき部分はあるのだろうと思います。

しかし、それは地域でこのような効果を実際に算定する際に地域の実情に応じて適用していただければ良いかなと思っております。例えば農地以外の部分についても地盤沈下防止効果があるということであれば、地域の実情をよく調査した上で効果を算定できるような取り組みをしていただきたい。そこは自由度をもって適用していただくような考え方で運用していきたいと思っております。

○三野 部会長

その他何かご指摘いただくこと、ご意見をいただくことがありましたらお願いします。

○小林 臨時委員

私も資料3の企画小委員会の「農業農村整備の展開方向」の中で感じたことを1つだけお話ししたいと思います。それは、この中で水の節約という視点がちょっと欠けていないだろうか。これだけの資料ですから何ともいえないのですが、今、水フォーラムが

終わって世界的に水不足というか水資源が非常に逼迫している。そういう状況の中で、日本においても水をどのように使うかということが非常に大きな問題になってくると思っております。数字はよくわかりませんが、日本の水需要の中で農業用水は非常に大きな部分を占める。そういう中で、今のシステムは一軒一軒の農家には便利なシステムになっていますけれども、日本全体として水をできるだけ少なく使うというか、使用量を少なく抑えていくという方向に農業全体としてどう応えていくかということは、非常に大きな問題ではないかなと思います。その辺がないといけない。農業においても、例えば環境の維持という観点から農業生産とは別の意味の水需要も出てくる。そういうことからすると、農業全体で水の使用量をいかに少なくしていくかという視点がどこかに入っていないかなと思っております。

ついでにいうと、これは農村振興局だけの問題ではなくて、もちろん他の省庁も関係しますが、農水省の中でも少なく使うという面も1つ問題だけれども、水をいかに作り出すかというか、治山治水という面からの対策も総合的に考えていくような施策展開があったら良いのではないかなと思います。この間農業のアドバイザー会議があって、そのときにも申し上げたのですけれども、今、国有林だけではなくて民有林も含めて人工林が非常に荒れていて、それは手入れが行き届かないせいなのですけれども、そのために土が流れ出している。土は生物資源のもとでもありますし農業基盤のもとでもありますので、土を失うことは非常に大きな問題なのですけれども、それによって水の流出の仕方も大分違ってくると思いますから、農水省全体で水をいかに作り出すかということを考えていただくと21世紀というか、長期的な農業基盤の整備のあり方に結びつくのではないかなと思って意見を申し上げました。

○三野 部会長

ただ今のご意見は、この中の補完ということで整理させていただければと思います。

○齋藤 整備部長

小林委員から水の節約というお話をいただきました。世界的にもそのような動きがあります。私どももそうだと思っているのですけれども、今どのようなことを思っているかといいますと、水利施設がかなり老朽化してきております。更新を迎えるのですけれども、そういうときのポイントとして、日本の水田は高さというか位置エネルギーを確保しないと水が末端まで流れませんので、水位制御というかゲートのようなもので水位調節して上手く水を回していくといったことを考えております。

もう一つ、農業情勢が変化して水に少し余裕がある場合、農業用水の再編ということで利根川などはそうですけれども、上水道に使っているといった例もあります。

委員ご指摘のとおり私どもも弱いところがあるかもしれませんが、そこは水の節約だと思っております。水を上手く使うことを考えたらどうだということですが、少し例をご紹介しますと、離島や亜熱帯地域などサンゴ礁であって水がたまりにくいところがございます。奄美の例でいいますと、集落排水を行った処理水をかんがいを使うという例があります。今、沖縄で調査を行っている例でいいますと、地下ダムをつくって水をかけるという方法、もう一つは下水処理水をかんがい用水として使えないか、これを事業としてできないかということで、安全性の面等いろいろな試験を行っております。

大変貴重なご意見を賜ったと思っており、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○三野 部会長

ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

それでは小委員会での審議状況につきましては、この辺で終えさせていただきたいと思っております。最後に「その他」について、事務局より「平成18年度農業農村整備事業予算概算決定の概要」の報告をお願いします。

○齊藤 設計課長

私から資料6に基づきましてご報告します。

1ページに平成18年度の予算計上額が出ておりますが、95.8%で、7,618億円計上しております。平成18年度は、1ページの中央にあります4点に重点を置いた予算構成にしております。その4点について、2ページ目から概要をご報告します。

まず、1点目は「攻めの農業への転換を支援する基盤整備」です。

基盤整備を契機として、集落営農の組織化・法人化を進めよう、そのため農地の利用集積をさらに進めるための事業あるいは輸出や地域ブランドの確立に向けた競争力を有する畑産地の育成、そのような目的に沿って事業を進めており、経営体育成基盤整備事業800億円他、所要の予算を計上しております。

3ページをお開きください。2点目は「水利ストックの有効活用と農地・水・農村環境の保全向上」です。これまで相当量の施設ができており、これからは農業水利施設を予防保全的な対策を講じて長寿命化し、大事に使っていくことが必要ですので、そのための予算計上とあわせてこれまで国の支援が十分ではなかった末端の農地あるいはその周りの水

路の保全活動に対する支援を検討しており、農業水利施設保全対策事業9億円他の予算を計上しております。また、農地・水・農村環境の保全向上を図る施策の平成19年度からの導入に向けた実験的な取り組みとして、農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業10億6,000万円他を計上しております。

3点目は「快適で美しい魅力ある農村づくり」です。農村特有の良好な景観の形成、あるいは豊かな自然環境を保全するための支援策として、関連したNPO等の多様な取り組みを支援しようということで予算を計上しております。

(1)は、農村景観・自然環境保全再生パイロット事業で、8,000万円計上しております。また、バイオマスの利活用を推進して、農村の自然循環機能の維持増進を図るため、バイオマスタウン形成を通じた農村の自然環境機能の維持増進ということで、バイオマスタウン形成促進支援調査事業2億円他を計上しております。

4点目は「災害に強い農業・農村づくり」です。災害の未然防止の観点から、老朽化したため池の改修、あるいは防災情報の伝達システムの整備といったハード整備とあわせて、ハザードマップの整備や防災に対する地域の合意形成・体制づくりを支援するソフト対策を一体的に進めるということで予算計上しております。

ため池等整備事業の拡充で247億円、農地の防災機能増進事業で1億円計上しております。このような予算の重点化とあわせて、事業の進め方についてもいろいろな改革に取り組んでおります。

6ページは、その概要をあらわしております。1点目は「地方の自主性・裁量性の拡大」です。市町村がなるべく裁量性をもって自主的にいろいろな取り組みができるような支援策ということで、「村づくり交付金」を既に制度化しておりますけれども、平成18年度はこれを大幅に拡大し、250億円計上しております。

もう一つ、省庁の枠を超えた取り組みとして、平成17年度に「地域再生基盤強化交付金」を設けており、これも地域の自主性・裁量性を高める制度ですけれども、その取り組みをさらに進めるために、大幅な増額を図っております。

2点目は「事業の重点化」です。国と地方の役割分担の明確化等の観点から、地方に任せるような事業については、国の支援を一部見直して事業の廃止もしくは一部工種の廃止等を行っております。3点目は「ハードからソフトへの政策手段の転換」です。公共予算の一部を非公共予算にシフトしております。52億3,000万円ほどですが、これをシフトして新たなソフト政策の制度を創設しております。

4点目は「コスト縮減の推進」です。事業の推進については、あわせてコスト縮減についても努力しております。平成19年度までに15%さらにコスト縮減を図ろうということで、総合的なコスト構造改革の推進にも取り組んでおります。

8ページ以降については費目別の予算の計上、その他の参考資料を付けております。

○三野 部会長

ただ今、今年度予算の概算決定の概要報告をいただいたということです。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了しました。

それでは、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○角田 事業計画課長

来年度の審議事項についてお諮りすべきですが、まだ十分固まっていない部分もありますので、あらためて事務局から企画小委員会、技術小委員会等の審議事項についてご連絡させていただきたいと思っております。

現在考えておりますテーマとしては、農業農村整備事業における国と地方の役割分担の問題、農業水利施設の機能診断技術の手引きといったことについてご議論いただければと考えておりますが、いずれにしても、あらためてご連絡させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、第7回農業農村整備部会を閉会させていただきます。

了